

仕 様 書

- 1 件 名 令和 7 年度地域気候変動適応計画自動出力機能開発業務
- 2 業務契約期間 契約締結日～令和 8 年 3 月 31 日
- 3 業務実施場所 請負者及び国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）において行うものとする。

4 目 的

NIES は、平成 27 年 11 月に閣議決定された「気候変動の影響への適応計画」（以下「適応計画」という。）に基づき、ウェブサイト「気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）」(<https://www.adaptation-platform.nies.go.jp/>) を構築し、地方公共団体・事業者・個人が適応策を検討するための行動支援を行っている。気候変動による影響の程度や脆弱性は地域により大きく異なり、場所により取り組むべき課題や優先度は異なる。一方、環境省の公開する手引きには掲載すべきデータ、項目がまとめられている。現在 NIES では地域気候変動適応計画策定を支援するため、地域気候変動適応計画作成支援ツール（以下、「作成支援ツール」という。）を開発している。このツールでは、手引きに記載されたデータ等を word ファイルに出力し、地域固有の影響、独自の取組み等を加筆/修正することで簡易に適応計画策定を行えるようにするものである。本業務では、このツールで収集したデータを word ファイルに出力するに当たっての作業、機能追加を行う。

5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり NIES 担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施する。業務を行うに当たっては、主たる担当者に国内の地域における気候変動適応に関する調査や研究及びその業務経験があるもの 1 名以上を含む体制で取り組むこととする。

業務開始後は月に 1 回程度業務の進捗を NIES 担当者に報告する。報告及び打合せは電話やメール、オンライン会議（Microsoft Teams 又は Zoom）で行い、その都度業務の進め方を相談し指示を受けること。また、NIES 担当者が行う地方公共団体担当者からのヒアリング結果を踏まえ、請負者はその意見を反映するよう努めるものとする。

(1) 出力様式・出力内容の調整

現行の作成支援ツールでは成果物中で利用される該当データを csv ファイルで出力されている。csv ファイル CSV の代わりに、入力データとグラフが記載された Excel ファイルをエクスポートする機能を開発する。Excel ファイルの名前は日本語とする。また、目次上の項目と Excel ファイルの対応表を出力するよう改修する。加えて、NIES が指定する不要な出力項目を削除するよう改修する。

また、NIES からの指示に従い、成果物内の記載内容を修正し、さらに Citation（出典情報）情報について、フォーマットを揃える精査をする。加えて補足情報の記載や、用語の定義の説明を追加する。用語集は Word に追記するのではなく、ZIP ファイル内に格納する独立したテキストファイルとして準備する。

(2) Web インターフェースの改良

A-PLAT 内の作成支援ツールトップページに（https://a-plat.nies.go.jp/adaptation-platform-draft-generator/?_gl=1*vao7hc*_ga*MTg2NzUxNjE4NS4xNzMwODUzNDU4*_ga_HDLZ3NG8L7*czE3NjEyODIzMjMkbzQzJGcwJHQxNzYxMjgyMzIzJGo2MCRsMCRoMA..）に、本ツールに関する改修点についての説明文を掲載する。また、出力される指標の項目の選択方法を、現行の個別のデータに関するチェックボックスによる指定ではなく、3 パターン程度からの選択で簡便に選択できるようにする。

また、適応計画作成支援ツールの Web アプリの画面について、デザインの全体的な見直しを行う。具体的には以下の作業を行う。

- ・A-PLAT の「地域気候変動適応計画作成支援ツール」の説明ページの説明文の修正を行う。
- ・Web システム「地域気候変動適応計画作成支援ツール」のページのタイトル、説明文などや、画面全体のデザイン・画面構成を改良する。

(3) WebGIS 画像出力機能の改良

市区町村単位の適応計画を出力した場合、市区町村の領域のみの WebGIS 画像を出力するのではなく、都道府県の画像を出力するようにする。画像には、該当する市区町村の領域をポリゴン（中

塗りなし)として描画するようにする。

6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下に以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

- (1)業務結果報告書、ツール等作成した資料等一式(電子ファイル) 1部

7 著作権等の扱い

- (1)請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2)請負者は、成果物に関する著作権者人格権(著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。)を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3)上記(1)及び(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの(以下「既存著作物」という。)が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL ににおいて公開している。(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- ①請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- ②請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- ③請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- ④請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- ⑤業務に用いる電算機(パソコン等)は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠など適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- ⑥再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者に提出された成果物を用いて本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議のうえ、その指示に従うものとする。

11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)の趣旨に則り、グリーン購入を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。